



JAL不当解雇撤回ニュース

No265号 2013.04.03
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

届け! 証人採用嘆願はがき

申請した証人全員を採用し、公正な審理を行うよう高裁に要請します

JAL整理解雇撤回裁判の状況は、5月23日の第3回乗員口頭弁論、5月31日の第3回客乗口頭弁論を控え、準備書面の作成・提出と証人採用の準備をしております。証人に関しては、乗員裁判で7名、客乗裁判で5名の申請を行い、整理解雇4要件、不当労働行為などを明らかにしていきます。

今後の裁判進行は、双方の主張や証拠等が出尽くしたうえで、証人尋問へと移ります。現在の進行状況からみて、申請した証人の採否については4月末に一定の方向性が示され、5月の口頭弁論で確定する見通しです。こうした状況に対応し、「申請したすべての証人の採用を求める嘆願はがきに取り組みます。緊急な取り組みとなります、はがきが到着したい直ちに取り組み、4月26日には裁判所に届くよう投函をお願いします。

客乗訴訟
大竹たかし裁判長宛て

すべての証人の採用を求める嘆願書

私は、貴東京高等裁判所第5民事部に控訴中の日本航空整理解雇事件、平成24年(仮)3458号の控訴人内田妙子ほか70名の支援者です。

日本航空は、経営破綻を口実に165名の客室乗務員とパイロットから空を飛ぶ仕事を奪う必要のない解雇を行いました。また、組合つぶしを狙った解雇の人選基準では、年齢の高い者や病気欠勤履歴のある者を対象にしており、ILO、ITFをはじめ外国の団体からも不当な解雇であるとして勧告や声明が出されています。

こうした中、貴裁判所のご判断は大変重要であり、世界中から注目されております。

つきましては、必要のない解雇で働く権利を奪われた控訴人が、一日も早く職場に復帰できるように、慎重で公正な審理が尽くされるべく申請された5名の証人の採用がなされることを強く希望いたします。

パイロット訴訟
三輪和雄裁判長宛て

すべての証人の採用を求める嘆願書

私は、貴東京高等裁判所第24民事部に控訴中の日本航空整理解雇事件、平成24年(仮)3123号の控訴人山口宏弥ほか69名の支援者です。

日本航空は、経営破綻を口実に165名のパイロットと客室乗務員から空を飛ぶ仕事を奪う必要のない解雇を行いました。また、組合つぶしを狙った解雇の人選基準では、年齢の高い者や病気欠勤履歴のある者を対象にしており、ILO、IFALPAをはじめ外国の団体からも不当な解雇であるとして勧告や声明が出されています。

こうした中、貴裁判所のご判断は大変重要であり、世界中から注目されております。

つきましては、必要のない解雇で働く権利を奪われた控訴人が、一日も早く職場に復帰できるように、慎重で公正な審理が尽くされるべく申請されたすべての証人の採用がなされることを強く希望いたします。

お手元に「嘆願はがき」が届きましたら、早目の投函をお願いいたします。